

(訳文)

合意された議事録（案）

本日東京で署名された投資の促進及び保護に関する日本国政府とパプアニューギニア独立国政府との間の協定（以下「この協定」という。）に関し、下名は、次の了解をここに記録する。

この協定の第二条、第三条及び第六条の規定は、世界貿易機関設立協定附属書一A貿易に関する投資措置に関する協定（同協定の附属書に掲げる例示表を含む。）及びこの協定の他の規定から生ずる各締約国の義務に影響を及ぼすことなく、外国投資の許可に係る条件及び制限を定める自国の法令（外国人による所有及び支配に関するものを含む。）を適用する各締約国の権利に影響を与えるものと解してはならないことが確認される。

二千十一年四月一十六日に東京で

日本国政府のために

松本剛明

パプアニューギニア独立国政府のために

ドン・ポム・ボリエ